

## 今後の共助による地域づくりのあり方検討会 規約

## (名称)

第 1 条 本会は、「今後の共助による地域づくりのあり方検討会」（以下、「検討会」という。）と称する。

## (目的)

第 2 条 検討会は、近年試みられている共助による地域づくりに関連したアプローチ等について広い視野から俯瞰したうえで、特に国土交通行政に関連する分野において、それぞれのアプローチにおけるポテンシャルの活用のあり方等について議論を進めることを目的とする。

## (組織)

第 3 条 検討会は、各分野を専門とする学識経験者や経済団体等で構成する。

- 2 検討会の構成員は別紙による。
- 3 検討会の構成員は、必要に応じて追加できるものとする。
- 4 座長は、構成員の互選により選任する。

## (座長)

第 4 条 座長は、会議の議長となり、議事を整理する。

- 2 座長がやむを得ずその職務を遂行できない場合は、座長が指名する構成員が職務を代行する。

## (任期)

第 5 条 座長及び構成員の任期は、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

## (検討会の公開)

第 6 条 検討会は公開を原則とする。

- 2 検討会の資料および議事要旨は速やかに公開するものとする。ただし、座長が必要と認める場合は、その一部または全部を非公開とすることができる。

## (事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、国土交通省国土政策局地方振興課に置く。

## (開催)

第 8 条 検討会は、座長が必要に応じて招集し開催する。

- 2 議論に際し、座長が必要と認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、説明や意見を聴取することができる。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営について必要な事項は、座長が検討会に諮って定める。

附則

この規約は、平成29年8月2日から施行する。